

目 次

	頁
第 1 活動の基本	1
第 2 交通安全思想の普及、向上	2
第 3 優良な運転者の養成及び訓練	5
第 4 交通に関する調査研究	7
第 5 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進	7
第 6 委託事業の適正な実施	8
第 7 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰	8
第 8 運転免許証関係申請（届出）者のための事業	8
第 9 交通安全協会の活動基盤の強化	9
第 10 その他の事業活動	9

別 添 平成 2 3 年交通安全運動の実施計画

平成23年度事業計画

第1 活動の基本

平成22年における当協会の活動は、北海道、北海道警察、北海道交通安全協会等が構成メンバーとなっている交通安全対策七者連絡会議をはじめとする関係機関・団体並びに方面交通安全協会、地区交通安全協会等が一体となり、「交通事故死6年連続ワーストワン回避」と「死者数の確実な減少」に向け、北海道交通安全総合対策本部が策定した推進方針や各地域における交通安全活動計画などに基づき、5大キャンペーンを軸とした通年運動や4期40日の期別運動、交通安全の日の運動及び死亡事故多発に伴う警報発表時の運動等を展開した。

当協会では、特に、高齢者事故防止・夜光反射材普及運動として、反射材の普及及び活用の促進を図るため、全日本交通安全協会との共催による「反射材フェア」の開催、重点事業の「貼ります5万人キャンペーン」を展開し、また、飲酒運転根絶運動では「ハンドルキーパー運動」を幅広く推奨するため、道内全域で交通安全指導や訪問・街頭啓発活動を行なうなど、交通安全意識の高揚に向け時機を捉えた交通安全活動を強力に実施した。

昨年の道内における交通事故死者数は、前年より3人減少の215人で東京都と並び全国ワーストワンとなり、6年連続全国ワーストワン回避を成し遂げることが出来なかったが、人身事故発生件数、傷者数がいずれも減少し、かつ、平成18年に策定した「北海道交通安全計画(第8次)」の数値目標である交通事故死者260人以下を3年連続で達成できたことは大きな成果である。

しかし、減少しているとはいえ、道内の死者数のうち、65歳以上の高齢者が99人と全体の4割以上を占めるなど、交通事故によって、未だ多くの方々が尊い命を失っている実態であり、本年も、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、この減少傾向を定着させるとともに、交通事故死者ゼロを目指して「交通事故のない安全で安心な北海道の実現」に当たることが究極の目的である。

こうした現状を踏まえ、平成23年の重点目標は、昨年を引き続いて

「交通事故の抑止」

と定め、この重点目標達成のため、年間スローガンを

「ストップ・ザ・交通事故死 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～」

と掲げ、さらに、これまでの通年運動(5大キャンペーン)を、次の「7大セーフティキャンペーン」

- 高齢者事故防止
- シートベルト全席着用
- 自転車走行・交差点通行マナーアップ
- スピードダウン
- デイ・ライト実践
- 飲酒運転根絶
- 居眠り運転防止

としており、当協会における平成23年度の事業は、これを軸に、期別運動、交通安全の日等の運動、警報発表時、事故多発警戒期等の特別対策に全力で取り組むこととする。

また、当協会の設立目的達成のため

- **交通安全思想の普及、向上**
- **優良な運転者の養成及び訓練**
- **交通に関する調査研究**
- **交通安全活動推進センター事業の積極的な推進**
- **委託事業の適正な実施**
- **交通安全功労者及び優良運転者等の表彰**
- **運転免許証関係申請（届出）者のための事業**
- **交通安全協会の活動基盤の強化**

を重点に効果的な交通安全対策及び事業運営を推進する。

第2 交通安全思想の普及、向上

1 関係機関・団体等と連携した交通安全活動の推進

交通安全対策七者連絡会議（道、道警察、道教育委員会、札幌市、道交通安全推進委員会、道交通安全協会、道安全運転管理者協会）の有機的連携の下、世代や職種などに応じた運動内容の充実に努め、思いやりあふれる安全で安心な交通社会を形成するため、「人優先」の交通安全思想に基づいた効果的な交通安全運動を推進する。

2 地域に根ざした交通安全活動の推進

(1) 交通安全運動に対する広報啓発活動の推進

7大セーフティキャンペーン、4期40日の期別運動及び交通安全の日等の運動（新入学（園）期の安全旬間、ゼロを目指す日、道民交通安全の日、自転車安全日、その他の安全の日）や特別対策（警報発表時、事故多発警戒期）の運動等において、各種啓発資機材等を作製、配布するなど、交通安全運動に対する広報啓発活動を推進する。

(2) 市町村等が行なう交通安全計画への参画、支援

市町村の交通情勢に即した交通死亡事故の抑止目標や交通安全計画の策定に積極的に参画し、地域住民の交通安全意識の向上と交通安全運動の活性化を支援する。

(3) 関係機関・団体等が行う交通安全運動に対する支援

関係機関・団体等が行う「夜光反射材普及運動」、「デイ・ライト運動」、「自転車安全日（毎月第1及び第3金曜日）」等に対する啓発活動を積極的に支援する。

(4) 企業等が実施する安全活動への支援

期別運動、交通安全の日等の運動などの際、企業や事業所等が実施する「シートベルト・チャイルドシート着用街頭啓発」、「一斉パトライト作戦」などの活

動が、効果的に展開されるよう啓発資機材等を支援する。

(5) 民間の自主的な組織活動への支援

「安全・安心な地域社会」を実現するため、「交通安全は最も身近で重要なものである」との意識を高め、地域住民が自主的に参加・活動する気運になるよう、視聴覚資器材の貸与、資料の供与等の支援と働きかけを行う。

(6) セーフティラリーへの参加促進

関係機関・団体等と連携して、大学、地域、職域等のチームのほか、高齢者、個人、グループ等広範な参加者を募って「セーフティラリー北海道2011」を実施し、安全運転意識の向上と定着化を図る。

3 高齢者の事故防止等年齢層に応じた対策の推進（7大キャンペーン）

(1) 高齢者の事故防止キャンペーン・夜光反射材普及対策の推進

ア 反射材フェア及び貼ります5万人キャンペーン2011の実施

反射材の普及及び活用の促進を図るため、昨年引き続き「反射材フェア」を開催するほか、平成15年以降続けている当協会単独事業「反射材貼ります5万人キャンペーン2011（見舞金保険付き）」を、地区交通安全協会、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て実施する。

イ 高齢者宅訪問指導等に対する活動支援と広報、啓蒙

「地域に密着した交通安全活動」を実践強化するため、高齢者宅の訪問指導、地域交通安全活動推進委員等による違法駐車防止や自転車の正しい乗り方の指導等の活動を積極的に支援するほか、機関誌、広報紙等にその活動状況を掲載し、啓蒙する。

ウ 体験、実践型教育の推進

高齢者の道路横断時の危険感覚の向上を図るため、北海道警察と連携して歩行者教育システム、自転車シミュレーター等を活用し、体験、実践型教育を推進する。

また、北海道警察、自動車教習所等と連携し、高齢運転者自らが身体的機能の衰えを認識し、安全な運転行動が実践できるよう実技教室等を開催するほか、日本自動車連盟等と共催し、危険予知能力訓練や安全運転技能等の向上を図るため安全運転技能講習会を実施する。

(2) 若年運転者の事故防止対策の推進

ア 若年運転者に対する交通安全活動への参加促進

関係機関・団体、事業所等と緊密に連携し、若年者に対する事故防止に関するタイムリーな情報提供や交通安全活動への参加促進を図る。

イ 参加・体験・実践型の講習会等の実施

若年運転者を主な対象とした四輪車安全運転実技講習会や二輪車安全運転競技大会を開催するほか、シートベルト効果体験車、道警察の交通安全教育車の活

用による参加・体験・実践型の講習会等を実施し、安全意識の高揚を図る。

ウ 健全な交通社会人の育成

北海道警察、高等学校、自動車教習所等と連携し、高校生を対象とした実践的教育活動「運転者前教育」を推進し、交通マナー等、健全な交通社会人の育成を図る。

(3) 子供の事故防止対策の推進

北海道警察、関係機関・団体等と連携し、園児・小学生を対象としたダミー人形による交通事故実験会及び歩行者教育システムによる道路横断時の自動車との関わりについての体験型教育を行うほか、地域における自転車安全教室での自転車シミュレーターによる参加体験教育や指導員派遣等の支援を行う。

4 シートベルト全席着用とチャイルドシートの確実な着用の促進(7大キャンペーン)

本道におけるシートベルト着用率が全国的にみても、未だ低調であることから、道民のシートベルト着用意識の盛り上がりを図るため、関係機関・団体等と連携し、シートベルト効果体験車による衝撃体験を通じ、シートベルトの効果を実感させるとともに、チャイルドシート着用と併せ非着用者の事故実態、着用することによる救命の可能性について、あらゆる媒体を活用したキャンペーンを行い着用率の向上を図る。

※ 一般道路におけるシートベルト着用率（平成22年10月調べ）

- 運転席 95.8%（全国44位）
- 助手席 90.7%（全国33位）
- 後部席 24.4%（全国39位）

5 自転車利用者に対する安全教育の推進（7大キャンペーン）

学生や高齢者等自転車利用者に必要な交通ルール（自転車安全利用5則）の遵守とマナーの向上についての啓発キャンペーンを実施し、事故防止を図る。

(1) 自転車安全教育指導員の研修

全日本交通安全協会が主催する特別指導員研修会に指導者を派遣するとともに、全道規模の指導員研修会を開催し、指導者の能力向上を図る。

(2) 交通安全子供自転車北海道大会の開催

自転車の安全な乗り方、ルールとマナーの向上を図るため、小学生高学年を対象とした交通安全子供自転車大会を開催するとともに、優勝チームを東京都で行なわれる全国大会に出場させる。

(3) 高齢者自転車事故防止講習会・自転車北海道大会等の開催

年々増加している高齢者の自転車事故防止を図るため、北海道警察、市区町村、

関係団体、地区交通安全協会等と連携して、期別運動等に高齢者自転車事故防止講習会を行なうほか、秋季に「交通安全高齢者自転車北海道大会」を開催する。

(4) 自転車安全整備制度(T Sマーク)の普及促進

各学校、自転車商業組合、自転車安全整備店等と連携して通学自転車の点検整備を進め、自転車の安全な利用等マナーアップキャンペーンに併せ、自転車の整備点検、T Sマーク制度について、各種の会合、広報誌、チラシの作成やホームページを通じて普及促進を図る。

6 スピードダウン運動の推進（7大キャンペーン）

交通安全教室や各種催物会場において、高速走行の危険性等の交通安全啓発用ビデオテープやDVD、スピードに起因する重大交通事故のポスターの展示及び資料の配布等視聴覚資器材の積極的な活用により、走行速度の高さがもたらす被害の重大性を道民に周知させ、危険予知やスピード抑制等に関するキャンペーンを推進する。

7 デイ・ライト（昼間点灯）運動の推進（7大キャンペーン）

北海道警察、安全運転管理者協会、運輸事業者等と連携して、デイ・ライト運動の実施を呼びかけるとともに、道民が積極的に参加するよう資料を作成、配布するなどのキャンペーンを推進する。

8 飲酒運転根絶運動の推進（7大キャンペーン）

ハンドルキーパー運動の推奨に当たるほか、北海道、北海道警察、関係機関・団体等との連携のもと、擬似体験等を通じた飲酒運転の危険性の認識を高めさせる活動や広報・啓発活動に努めるなどの飲酒運転根絶キャンペーンを推進する。

9 居眠り運転防止活動の推進（7大キャンペーン）

正面衝突事故や車両単独事故の原因として、疲労からくる居眠り運転や覚低走行による可能性があることから、長距離運転での休憩の呼びかけなど居眠り運転防止に向け、ラジオ放送等あらゆる媒体を活用したキャンペーンを推進する。

第3 優良な運転者の養成及び訓練

1 自動車学園における運転者教育の推進

(1) 安全・安心な交通社会を実現するための運転者の養成

ア 総合的、体系的な初心運転者教習の実施

新規運転免許取得教習生に対しては、「しっかり止まって・はっきり確認」を教習のモットーに掲げ、安全で安心な車社会を実現するため総合かつ体系的な初心運転者教習を行う。

イ 地域における交通安全教育センターとしての役割の推進

地域における交通安全教育センターとしての役割を担い、所轄警察署、自治体、関係機関・団体、地区交通安全協会等と連携の上、学園開放等の公益的事業を積極的に展開し、専門的な知識技能を活かした実践的な教育・訓練を実施

する。

ウ 冬道安全運転講習会の実施

降雪の無い時期に教習を受けた卒業生及び一般の受講希望者を対象に、厳冬期の1月末頃教習コースを一部凍結させたコースなどを造り、冬型交通事故の防止を図るため、冬道安全走行の実技指導を行う。

エ 既得運転免許所持者に対する講習

公安委員会の「既得運転免許取得者認定教育機関」及び「取消し処分者指定講習機関」として、運転免許取得者又は運転免許再取得希望者に対し実践的な交通安全教育（講習）を行い、真に交通事故防止に寄与できる運転者の教育を実施する。

(2) 若年運転者教育の推進

ア 若年者特別講座等の充実

25歳未満の若年教習生を対象とした「若年者特別講座」の充実を図り、若年運転者が犯しやすい危険行動やスピードの危険性等を理解させる教育を推進する。また、シートベルト体験車、遠心力模擬観察装置などを活用した体験的教習により、スピードによる恐怖感を繰り返し教育する。

イ 卒業生に対する継続指導

過去1年以内の卒業生に対し、Eメール、電話、書簡等による交通事故防止の呼びかけを行うとともに、自動車学園を開放しての安全運転講習会への招致等、積極的な継続指導を行う。

(3) 高齢運転者教育の推進

自治体、地区交通安全協会等と連携し、「高齢運転者講習」を定期的に開催し、加齢による認知力、判断能力、行動能力等の衰えを理解できる教育を行い、高齢者事故の防止を図るとともに、北海道警察から委託された法定の「高齢運転者講習」を適正に実施する。

また、自主事業として、法定の「高齢運転者講習」を補完する「第3号高齢者講習」（法定高齢者講習と同等の教育課程）を積極的に推進する。

2 運転者支援局における効果的な運転者教育の推進

(1) 交通安全教育指針を活用した運転者教育の推進

交通安全教育を効果的かつ適切に行えるよう、「交通安全教育指針」を指導員等に徹底するとともに、各種講習会等における受講対象区分に応じた段階的、体系的な運転者教育を推進する。

(2) 法定講習内容の充実

違反者講習、処分者講習、更新時講習等の法定講習は、所定のカリキュラムに基づくほか、本道で発生した身近な事故事例を活用し、事故実態を踏まえた講習を推進する。

3 安全運転技能講習の実施

(1) 四輪車の安全運転技能講習の実施

北海道警察後援のもと、日本自動車連盟等と共催して、四輪車の運転者を対象とした安全運転技能講習会（シニアドライバースクール・セーフティトレーニング）を開催し、危険予知能力訓練と安全運転技能等の向上を図るため、参加・体験型の実践的な講習を実施する。

(2) 二輪車等の安全運転知識、技能の修得促進

原付法定講習、二輪車安全運転講習（ライディングスクール）、二輪車安全運転北海道大会を通じて、優良運転者の育成を図るとともに、二輪運転者等の安全運転に関する知識、技能の向上を図るため、二輪車安全クラブの組織拡大と指導、育成等を促進する。

第4 交通に関する調査研究

1 北海道警察との連携による交通情報の入手

北海道警察との連携により道内の交通事故発生状況等の交通情報を入手し、交通ミニ統計等の資料を作成して、各地区交通安全協会及び関係機関・団体等に配布し、交通安全活動に資する。

2 外部機関・団体の実施する研修会等への参加

内閣府、全日本交通安全協会、日本自動車連盟等が主催する研修会・講演会などに参加し、交通安全教育、交通事故防止手法の習得に努めて職員の能力向上を図り、交通安全教育活動に反映させる。

第5 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進

道路交通法に規定されている、交通安全活動推進センターが北海道公安委員会から指定された機関として、下記事業等を適正に実施する。

(1) 交通事故防止、適正な交通の方法等の広報事業

交通事故被害者の声、交通事故統計等の冊子、交通規制と道路情報等を網羅した道路地図等の出版や交通安全についての資料、チラシ等を作成し、広報活動を行う。

(2) 交通規制等の広報代行事業

道路を使用する競技・イベント主催者等の依頼により、道路使用許可・交通規制についてダイレクトメール方式等により広報代行業務を行なう。

(3) 道路使用許可の調査事業

北海道警察の委託を受け、札幌市内及び旭川市内の道路使用許可に関する道路交通状況の実態調査業務を行う。

(4) 交通事故相談事業

交通事故加害者、交通事故被害者、遺族等の相談に積極的に応ずるとともに、迅速、的確な相談に応じるため相談員を研修に参加させ、資質と知識の向上に努め、相談業務についての活動を行う。

第6 委託事業の適正な実施

下記の委託事業については、関係法令、業務処理要領等に基づき適正かつ効率的に処理する。

- (1) 自動車保管場所現地調査業務
- (2) 自動車保管場所データ入力業務
- (3) 更新時講習及び停止処分者等講習業務
- (4) 運転免許更新情報及び高齢者情報提供業務
- (5) 道路使用許可調査業務
- (6) 地域交通安全活動推進委員講習等業務
- (7) 原付講習業務
- (8) 夏期冬道安全運転講習業務

なお、3月10日現在、(1)と(2)については当協会が受託しているが、(3)以下については入札日が未到来である。

第7 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰

1 全日本交通安全協会長等表彰

北海道警察及び方面・地区交通安全協会と連絡を密にし、全日本交通安全協会長と警察庁長官が授与する交通栄誉章（緑十字金章、緑十字銀章、緑十字銅章）、優良団体等について真に功労のあった者等を適正に選考し推薦する。

2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会長連名表彰及び会長表彰

交通安全功労者、優良運転者を北海道警察本部長と北海道交通安全協会長の連名で表彰する。

また、各方面及び札幌方面地区交通安全協会安協からの推薦により、交通安全功労者、優良運転者、優良交通安全協会、優良学校、優良団体等を表彰する。

なお、交通安全運動に対する特別な支援、寄附、顕著な貢献者（団体）に対しては感謝状を贈呈する。

第8 運転免許証関係申請（届出）者のための事業

1 運転免許管理用写真の撮影

免許証の再交付、特別新規申請（有効期限切れ）、国外免許申請者の利便を図るため、札幌運転免許試験場等に写真撮影コーナーを設置し迅速な写真事業を行う。

2 運転免許証の郵送

優良運転者の運転免許証経由更新申請に伴う免許証発送代行は、運転免許証の送

達の安全を図るため、安全確実な送達手段を利用し適正に行う。

第9 交通安全協会の活動基盤の強化

交通安全運動の中核たる交通安全協会の存在意義と活動実態等を、機関誌やホームページに登(掲)載するとともに、広報資料の作成・配布、マスコミへの素材提供等、積極的な広報活動を行う。

第10 その他の事業活動

1 地区交通安全協会等の交通安全活動推進への支援

(1) 交通安全活動に対する支援

地区交通安全協会等が行う交通安全活動に対し、交通安全資料や交通安全情報の提供、交通安全活動資器材の支援、幹旋等を行う。

(2) 地区交通安全協会への入会促進活動の強化

地区交通安全協会への入会促進を図るための一環として、導入した「交通安全協会協力店割引制度」の協力店の拡大を図るほか、ホームページやロードマップに協力店を登載宣伝するなど、あらゆる機会を捉えて積極的に入会促進活動を推奨する。

(3) 運転免許試験場のサービスコーナーにおける入会促進広報

運転免許試験場等のサービスコーナーを来場者に利用しやすい窓口にするため、窓口上部に設置の電光掲示板を有効活用し、交通事故防止や入会促進広報を推進、入会案内のチラシ等を備え付けるほか、来場者に好感の持たれる親切な窓口対応に努めながら入会勧誘を行う。

(4) 入会者に対する会員意識の醸成

個別番号付の会員証や運転に役立つ道路マップを交付するほか、無事故・無違反に対する各種表彰の広報並びに会員からの交通に関する照会、電話相談に応じるなどにより、入会者の会員意識の醸成に努める。

2 交通事故等に係る被害者への支援

(1) 交通事故被害者の会への支援

被害者相互支援及び交通被害者等として体験した交通事故の悲惨さを広く世論に訴え、新たな被害を生み出さないため、交通事故防止に寄与することを目的として設立している「北海道交通事故被害者の会」の支援を行う。

(2) 交通に関する困りごと相談、交通事故相談業務等の適正な推進

交通に関する困りごと、悩みごと及び交通事故に係る相談業務等を的確に行う。